

近代イギリスにおけるダーウィン進化論と動物観

—— 犬の痛覚、感情、良心の歴史的再考

Do dogs feel pain, suffering and conscience?:

Darwin's Attitudes towards Canine Subjects/Companions

東京外国語大学大学院総合国際学研究院 伊東剛史
Takashi Ito, Tokyo University of Foreign Studies

キーワード： チャールズ・ダーウィン、生体解剖論争、愛玩犬、実験犬、生理学

keywords： Charles Darwin, vivisection debate, canine subjects/companions, physiology

1. 本研究の学術的背景と目的

イギリスは欧米諸国の中でいち早く動物虐待防止法を制定し、王立動物虐待防止協会 (RSPCA) が今日に至るまで先導的な役割を担ってきたことから、「動物福祉の先進国」とみなされてきた。動物福祉、あるいは「動物の権利」に関する研究では、その大きな理由のひとつとして、ダーウィン進化論の意義が指摘されている。『種の起源』(1859年)によって、人と動物の連続性が証明され、動物福祉の科学的根拠が得られたからである¹。一方、RSPCAなど実際に動物福祉を推進したのは、ダーウィン進化論とは距離を保つ、キリスト教的自然観・動物観に従って行動した人々や組織だったと主張する研究もある²。したがって、現在、進化論と動物福祉の理念との関係を歴史的視点から再構築するための、原資料の分析に基づいた綿密な実証研究が求められている。

そこで、本研究は進化論者ダーウィン自身の動物観と、進化論が同時代の動物観に与えた影響とを区別し、まず前者を解明することを目指した。とりわけ、19世紀イギリス社会において犬が中流階級家庭の愛玩動物として定着する一方、医学・生理学の実験動物として幅広く用いられたことに焦点をあてた。家庭と医科学研究という、ふたつの別個の領域において動物が惹起する感情的反応は、それぞれ大きく異なると考えられるが、ダーウィンにおいては両者

の間に複雑な関係がみられる。具体的には、ダーウィンの進化論研究は、犬を含めた動物の生体解剖実験から多くの知見を得た一方で、ダーウィン自身は愛犬家として動物虐待摘発に積極的に取り組み、動物実験規制法の制定(1876年)に尽力した。とくに、『人間の由来』(1871年)や『人間と動物の感情表現』(1872年)では、犬の痛覚や様々な感情、良心の存在の有無について議論している。そこで本研究の目的は、犬を中心に進化論者ダーウィンの動物観を明らかにし、そのうえでダーウィン進化論が同時期の他の科学者や動物愛護運動家に与えた影響を具体的に検証するための出発点を築くことである。それによりダーウィン進化論が、動物福祉理念の形成にどのように寄与したのかを解明することが、本研究の最終的な目標となる。

2. 史料と方法論

主要な史料は、ダーウィンの書簡集である。これは、ケンブリッジ大学出版会によって、一年に一卷のペースで刊行されている。原則として、一卷ごとに一年分の往復書簡および関連史料が収録され、2018年3月現在、1877年分の第25巻まで刊行されている³。1873年から77年頃までの数年間は、ダーウィンの生理学研究に対する関心が増す一方で、動物実験(生体解剖)が大きな社会問題として浮上した時期である。なお、書簡集に収録された史料は、直近の数年

分を除き、順次オンラインデータベース（以下、DCP）に公開されている⁴。したがって、統計的な分析も可能である。

このDCPに登録されている9000通以上の書簡（今後も増加の見込み）、および書籍媒体でのみ調査可能なDCP未登録の直近数年分の書簡のうち、本研究が分析対象としたのは、①犬に関する書簡と、②生体解剖論争に関する書簡の2種類である。①は、DCPにおいて“dog”を検索語として得られた書簡の分析である。これらの書簡のなかに、ダーウィンの愛玩動物としての犬への態度と、研究対象としての犬への態度がどのように現れてくるのかに焦点をあて、両者の関係性を明らかにしようと試みた。②は、ダーウィンが動物実験（生体解剖）の是非をめぐる論争に関与し、動物実験を規制した1876年の動物虐待防止法の制定に果たした役割を重視するものである。この時期のダーウィンの書簡が書簡集により刊行されたことから、これまで十分に解明されてこなかったダーウィンの生体解剖論争への関与の実態を実証的に考察することが可能になった。この史料群にも、愛玩対象としての動物と、実験・観察対象としての動物に対するダーウィンの認識と態度が現れてくる。以上2種類の史料群の他に、ダーウィンの著作や、ダーウィンの研究に影響をあたえた生理学の研究書も、補完的な分析対象となった。

3. 分析結果

3.1. イヌは実験動物か、愛玩動物か？—ダーウィンの犬観

具体的な分析結果をまとめる前に、19世紀イギリスの動物観や動物福祉、あるいは「動物の権利」の歴史を考える際に、なぜ犬が重要な意味を帯びるのかについて説明しておきたい。イギリスは、欧米諸国の中で最も早く、1822年に最初の動物虐待防止法を制定している。当初は一部の家畜だけが保護の対象だったが、法改正を重ね経済動物が包括的に保護されるようになった。しかし、これら一連の動物虐待防止法において「虐待防止」の根拠とされたのは、動物の受ける苦痛ではなく、動物に対する加虐行為の反道徳性だった。つまり、家畜を虐待するという行為が、本人や周囲の人々の道徳心、地域の治安、公衆衛生に与える悪影響を根拠として、動物虐待防止法が制定されたのである。これに対して、動物生体解剖論争の盛り上がり背景に成立した1876年の動物虐待防止法が画期的だったのは、動物の苦痛という点が主要な根拠

に据えられ、動物の苦痛が動物倫理の科学的根拠として確立する道を切り開いた点である。この1876年法制定を導き、近代イギリスの人と動物の関係史の転換点をもたらしたのが、犬を使用した生理学実験の是非をめぐる議論だった⁵。

具体的には、1874年の英国医学協会に招聘されたフランス人生理学者マニャンが、公開講演においてイヌにリキュールを投与し、アルコールが血液循環に及ぼす影響を検証しようとしたことが発端となった。この実験が反生体解剖論者の激しい非難を招き、事態を重く見た王立動物虐待防止協会も介入したが、マニャンは起訴されたものの無罪になった。そこで、以前から動物の生体解剖に反対していたフランシス・パワー・コブが、動物実験の規制を求める陳情書を作成し、同じ愛犬家として親交のあったダーウィンに陳情書への署名を求めた。しかし、ダーウィンが署名を断ると、コブは反生体解剖論者の貴族院議員を介して、自ら起草した生体解剖規制法案を貴族院に提出した。一方、ダーウィンはコブ案に対抗して、トマス・ハクスリーや生理学者のバードン・サンダーソンと協力し、化学者でもある庶民院議員プレイフェアを介して新たな法案を庶民院に提出した。その後、両案とも議会を通過する見込みが立たない状況で、政府が事態打開のために王立委員会を設置し、最終的に1876年に動物虐待防止法が成立したのである。

以上の経緯から、ダーウィンは反生体解剖論者に対抗し、生理学者研究者を擁護したみなされることが多い。生体解剖論争に関して先駆的な研究成果を残したリチャード・フレンチは、ダーウィンを科学者陣営に位置づけている。近年、科学者陣営の視点から同論争が生理学の制度化に果たした役割を議論した小川真理子も、ダーウィンを生理学者の利害を代弁した功労者とみなしている⁶。しかし、ダーウィンの愛犬家としての側面に注目したフェラーの研究は、そうした位置づけは一面的であると注意を喚起する。フェラーによると、ダーウィンは子供の頃は、テリア、レトリバー、ポインターと過ごし、一生を通じて延べ12匹の犬を飼育した。家族との手紙には、そうした犬のことが話題に登場する。ダーウィン家にとって、たしかに犬が愛玩動物だったことがわかるのである。愛犬家としてのダーウィンの観察眼は、ダーウィンが科学者として発表した著作や論文の端々からもうかがえる。フェラーはその一例として、1871年の

『人間の由来と性選択』には、「愛情や共感のほかにも、動物には人間においてはモラルと呼ばれるような社会的本能と結びついた性質がみられる」という一節をあげている⁷。すでに拙稿で議論したように、同書にはマニャンを念頭に置きイヌの生体解剖を非難した一節もある⁸。しがたって、ダーウィンが犬を愛玩動物と見ていたのか、あるいは実験動物と見ていたのか、それとも、文脈に応じて異なる態度をとったのかに関しては、さらなる調査が必要になる。

このような問題意識のもと、関連史料の分析から次のことがわかった。1870年頃まで、ダーウィンにとって科学的な観察対象としての犬と、自身や家族にとっての愛玩対象としての犬との間に、大きな隔たりはなかった。換言すれば、犬を観察対象とする科学研究の領域と、犬を愛玩対象とする家庭生活の領域とを、ダーウィンは自由に往還することができただろう。しかし、1871年出版の『人間の由来と性選択』の次の研究にあたる、感情表現（表情）の研究では、ダーウィンは生物の生命機能の解明を目指す、生理学（神経生理学）の知見を必要とした。ここでは、先述のマニャンの実験のように、犬は生体解剖の主要な被験者だった。ダーウィンは『人間の由来と性選択』で扱うことのできなかつた、感情表現に関する研究をまとめた『人間と動物の表情』を1872年に発表した。生体解剖論争が盛り上がってくるのは、ちょうどその後のタイミングであり、ダーウィンは動物実験の法規制に積極的に関与していくことになる。この局面において、動物を観察対象とする科学研究の領域と、動物を愛玩対象とする家庭生活の領域とを、ダーウィンがどのように往還したのかという問題は、それ以前とは別の様相を呈してくることになる。

3.2. 生理学者との往復書簡にみるダーウィンの動物観

本研究はこの数年間でようやく包括的な調査が可能になった、ダーウィンとバードン・サンダーソンの間の往復書簡を分析した。

そもそも、ダーウィンが生体解剖論争についてバードン・サンダーソンに頻繁に連絡をとるようになった発端は、フランシス・パワー・コブから受け取った一通の手紙だった。生体解剖の法規制の必要を感じていたコブは、RSPCAに法規制を導くよう訴えた請願書を作成し、政治

的影響力のある貴族、聖職者、知識人に署名を依頼した⁹。そのなかに、同じ愛犬家として親交のあったダーウィンも含まれた。

1875年1月、ダーウィンはコブに署名することはできないと返答し、同時にハクスリーに反生体解剖論者の動向を伝え、生理学者も対応策をとるよう提案した¹⁰。4月になると、ダーウィンは自身が懇意にしており、RSPCAの内情にもくわしい法律家ウィリアム・シェインから、コブの請願を受理したRSPCAが動物実験規制法案を起草しているという情報を得た。そこで、あらためてバードン・サンダーソンに生理学者も対抗策をとる必要があると訴え、自身は保守党の有力政治家である15代ダービ伯に陳情に赴こうと提案した¹¹。このようにコブが自身の考えをダーウィンに伝えて協力を求めたり、RSPCAの動向がダーウィンに伝えられたのは、以前からダーウィンが動物虐待防止に取り組み、関係者との人間関係を築いていたからだろう。

一方、コブの方は当初の目論見と異なり、RSPCAが動物実験の法規制に向けて組織的に動く意思がないことを知った。彼女の用意した請願は、RSPCAの主要会員によって恭しく受け取られたものの、その後RSPCA内に設置された生体解剖に関する小委員会には、政治的影響力をもつ貴族や議員が加わらなかった。この委員会の行ったことといえば、生理学者に依頼して実験の様子を見学させてもらい、かれらが確かに動物の苦痛に配慮し実験しているというお墨付きを与えるだけだったと、コブは自伝に書き残している¹²。RSPCAに失望したコブは、独自に法案を提出する道を探り、ハーティスマア男爵らの支援を得て、1875年5月4日に生体解剖規制法案を貴族院に提出した。

このようなコブの動きを察知したダーウィン、ハクスリー、バードン・サンダーソンは、何度も意見を交換しながら、対抗法案を起草した。ここで注意が必要なのは、その法案は動物実験の規制を認めないという主旨のものではなく、あくまで動物に対する人道主義と科学の進歩とが両立する制度を設計するというものだった。具体的には、生体解剖の実施者を有資格者に限定し、原則として麻酔の使用を義務づけることで、動物の苦痛を回避・軽減することを目指した。実は、人道主義と科学の進歩の両立という点では、それを達成するための制度設計の面は異なるものの、コブ案とダーウィン案とで本質的な違いはなかったといえる。さらに、RSPCA

もこの時、法案を起草していたが、結局、議会への提出を見送った。その理由として考えられるのは、ダーウィンが仲介者のひとりとなり、カードウェル子爵などの RSPCA の主要メンバーと生理学者の間で、意見交換が進められたことである。互いの法案が人道主義と科学の進歩との妥協点を探る点で同じことがわかり、RSPCA は法案提出の必要がないと判断したのだろう¹³。ダーウィンに宛てたバードン・サンダーソンの報告によると、RSPCA の副会長であるカードウェル子爵は、ダーウィンらの法案に賛成の意思を示したとある¹⁴。

もちろん理念のうえで人道主義と科学の進歩の両立が掲げられても、法案作成の実務的な面において関係者間の齟齬が生じたことが、ダーウィン書簡集から読み取れる。ダーウィンは、王立内科医協会の会長でありハクスリーとの共通の友人でもあるジェームズ・パジェットに対しては、この問題に関して生理学者の利害関心に重心を置きすぎていると心配していた。一方、法案提出のため最終的な法案の調整を委任したプレイフェアに対しては、議会の人道主義者への配慮に重きを置くばかり、当初よりも動物実験を制限する側面の強い法案になってしまったと危惧していた。プレイフェアは議会で幅広く賛成を得るために、法案名だけでなく、条文の変更も行った。そのうちのひとつは、生体解剖は科学的発見のためだけに行われるとし、教育における生体解剖の可能性を排除したことだった¹⁵。この変更を知ったバードン・サンダーソンやハクスリーは、教育において生体解剖を行えなければ学生を育成することができないとダーウィンに訴え、ダーウィン自身もそうした生理学者たちの懸念をプレイフェアに伝えた¹⁶。一方、プレイフェアは、バードン・サンダーソンも法案最終案には目を通しており、その許可を得て議会に提出したと弁解している¹⁷。これまでに判明した史料からでは、真相は分からない。一連のやりとりから分かるのは、ダーウィンが動物に対する人道的処遇を重視する人々と、科学研究・科学教育を重視する人々との両方から等しく支持を得られる法律を制定しようと尽力したが、それがきわめて困難だったことである。

いずれにせよ、プレイフェアが提出した法案について、その後関係者で議論が交わされることはなかった。というのは、5月4日にコブ案が提出され、5月12日にダーウィン案が提出さ

れたのち、コブ案を提出したハーティスマア男爵が法案を取り下げる意思がないことが判明すると、5月15日を政府は事態打開のために王立委員会の設置する方針を立てたからである¹⁸。プレイフェアは、コブ陣営や政府の対応をダーウィンに報告し、コブ案の成立を妨げることができてよかったと述べている¹⁹。最終的にダーウィンも、プレイフェアの労苦をねぎらう手紙を送った²⁰。

その後の王立委員会には、カードウェル子爵が委員長に指名され、委員にはハクスリーも加わった。そして、委員会での議論をもとに、1876年に生体解剖を規制する動物虐待防止法が制定されたのである。その詳細な経緯については、フレンチによる先駆的研究が示したとおりである。ひとつ報告者が強調したいのは、1876年法が人道主義と科学の進歩との両立を目指したものの、結果としては両者の対立軸を表出させることになった点である。その対立軸とは、「動物が苦痛を感じるという認識の下、苦痛の回避・軽減のための麻酔薬の使用を前提とし、苦痛を正当化するだけの利益が見込まれる場合にのみ、生体実験を認めるという原則」を支持するか否かである²¹。

この対立軸が明確になったことで、1876年法以後の生体解剖論争は先鋭化した。反対論者の一部が急進化し、生体解剖の全面廃止を要求するようになる一方、生理学者は組織的な言論活動を開始した。興味深いのは、ダーウィンはそうした論争からは距離を置こうとした点である。

1881年、ダーウィンにとって最も若い友人である、生理学者ローマニーズが『タイムズ』紙上でコブと生体解剖の是非をめぐる論争を繰り広げたとき、ダーウィンはローマニーズに手紙を送り、応援した。しかし、そのローマニーズがダーウィンに生体解剖賛成の文章を執筆するよう依頼すると、ダーウィンは次のように答え、拒絶した。「いろいろなことを思いついて、あけすけに物を言うことのできるあなたのような方々は、心が麻痺してしまった私のことなど理解できないのでしょうか」と。ここで「心が麻痺してしまった」の一節は、犬などの実験動物に自身を準えた生体解剖の隠喩として解釈される²²。ダーウィンは公の場では語らなかったが、私的な手紙の中では、少数といえども動物に対する人道的処遇の原則に反した実験があることを認識していたのである。新聞や議会史料などからは、ダーウィンは反生体解剖論者に対抗す

る科学者陣営の主要メンバーのように見えるが、書簡史料からは実験動物の苦痛を想像し、人道主義と科学の進歩というふたつの理念の間を逡巡する姿が浮かび上がる。

4. 考察

本研究では、ダーウィン書簡集のうち、主に①犬に関する書簡と、②生体解剖論争に関する書簡の分析を行った。まず、①からは、ダーウィンは広範囲にわたる協力者をつうじて、自身の研究のために犬に関する情報を集めていたことが確認された。その内容は、個々の犬種の繁殖や性差に関する情報、すなわち詳細な観察によって得られる情報が大半だった。さらに、スコティッシュ・ディアハウンドのブリーダー、ジョージ・カプルズとの書簡に焦点をあてた分析からは、研究対象としての犬が、しばしば愛玩対象としても認識されていたことが分かった。このことは、ダーウィンが犬を研究対象とする領域と、犬を愛玩対象とする領域とを、大きな心理的負担を感じることなく自由に往還できたことを示唆している。

しかし、②の分析からは、ダーウィンの研究に動物の生体解剖に基づく生理学の知見が不可欠となる一方で、生体解剖論争が隆盛した1870年代以降は、状況が大きく変化したことがわかる。ダーウィンにとって研究対象としての犬とは、もはやその行動や性質を観察する対象ではなく、生体実験の被験者だった。したがって、動物実験の法規制を求めたダーウィンの例外的なまでに情熱的な政治活動は、公的には人道主義と科学の進歩との両立を掲げながらも、私的な面においては、愛玩犬と実験犬というふたつの犬観の間にある乖離を解消しようとする試みだったといえる。そして、ダーウィンはそれを実行する人脈を築いていた。愛犬家として知られ、以前から動物虐待防止の普及に取り組んでいたことからこそ、コブらの反生体解剖論者の初動を知り、ハクスリーやバードン・サンダーソンに働きかけ、対応策を練ることが可能だった。

今後の課題としては、以上の研究成果を他の史料との比較検証をもとに精査したのち、近代イギリスの動物福祉と「動物の権利」の歴史の中に、適切に位置づけることである。ダーウィン進化論が動物福祉の理念に及ぼした影響は、これまで十分に検証されてこなかった。おそら

くその理由には、「自然淘汰」や「適者生存」のキーワードが示すように、ダーウィン進化論に「競争」のイメージがつきまとうこと、そのため進化論を支持することと動物に共感することとの間に感情的な隔たりが存在するとの想定があるだろう。しかし、ダーウィン自身の動物観、犬観に焦点をあてた本研究は、動物の人道主義的処遇と科学を基盤とする文明社会の発展という、ふたつの大きな命題の狭間にあるダーウィンの姿を浮き彫りにした。もちろん、ダーウィンの同時代人がすべてそのような立場に置かれたわけではなく、愛玩犬との関係と、実験犬との関係をそれぞれ別個に認識することができた科学者も一方には存在した。そうした同時代の科学者や社会一般の反応を検討することが、今後の課題として残されている。それにより、愛玩犬が人と動物の関係史において果たした役割を、科学史の側面から再検討し、ダーウィン進化論と動物福祉・動物愛護の理念とを再接続することができるだろう。

¹ デヴィッド・ドゥグラツィア『動物の権利』（岩波書店、2003年）。

² 例えば、R. Preece, 'Darwinism, Christianity and the great vivisection debate', *Journal of the History of Ideas*, 64 (2003) pp. 399-419.

³ Frederick Burkhardt et al. (eds), *Correspondence of Charles Darwin* (Cambridge: CUP, 1985-) 25 vols. 以下、CCDと記載。

⁴ "Correspondence of Charles Darwin", <https://www.darwinproject.ac.uk> 2018年4月1日現在、9000通以上の手紙が収録されている。

⁵ 伊東剛史「マーティン法の余波—19世紀イギリスにおける動物福祉の法制化と世論形成」『金沢学院大学紀要—文学・美術・社会学編』第10号（2012年）227-242頁；伊東剛史「観察—ゾウの涙」伊東剛史、後藤はる美編『痛みと感情のイギリス史』（東京外国語大学出版会、2017年）243-246頁。

-
- ⁶ Richard D. French, *Antivivisection and medical science in Victorian society* (London, 1975); 小川真理子「生体解剖実験反対運動に抗する生物学研究者」『生物学研究』80(2012年)1-24頁。
- ⁷ David Allan Feller, 'Dog fight: Darwin as animal advocate in the antivivisection controversy of 1875', *Studies in History and Philosophy of Biological and Biomedical Sciences* 40 (2009) pp. 265-271.
- ⁸ 伊東剛史「観察—ゾウの涙」235-236頁。
- ⁹ Cobbe, *Life of Frances Power Cobbe* (London, 1894) ii, pp. 570-578.
- ¹⁰ なお、ダーウィンがコブに宛てた署名拒否の手紙とは別に、妻のエマも同日コブに手紙を送り、夫がなぜ署名することができないのかを説明した。Charles Darwin to Frances Power Cobbe, 14 Jan. 1875, *CCD*, xxiii, pp. 23-24; Emma Darwin to Frances Power Cobbe, *ibid.*, pp. 24-25; Charles Darwin to Thomas Henry Huxley, 14 Jan. 1875, *ibid.*, pp. 27-28.
- ¹¹ Charles Darwin to Burdon Sanderson, 11 Apr. 1875, *ibid.*, pp. 135-137.
- ¹² Cobbe, *Life of Frances Power Cobbe*, ii, p. 640.
- ¹³ Thomas Henry Huxley to Charles Darwin, 21 Apr. 1875, *CCD*, xxiii, pp. 153-154; Charles Darwin to Cardwell, 28 Apr. 1875, *ibid.*, pp. 164-165; Cardwell to Charles Darwin, 29 Apr. 1875, *ibid.*, p. 166;
- ¹⁴ Burdon Sanderson to Charles Darwin, 6 May 1875, *ibid.*, pp. 180-181. なお、本文で後述のとおり、ダーウィンらの法案は、庶民院議員であり、化学者でもあるプレイフェアによって庶民院に提出された。カードウェル子爵賛成の意思は、そのプレイフェアがバードン・サンダーソンを訪問した際に伝えたものである。
- ¹⁵ 詳しい変更内容については、*CCD*, xxiii, appendix vi.
- ¹⁶ Charles Darwin to Lyon Playfair, 15 May 1875, *ibid.*, pp. 188-189.
- ¹⁷ Lyon Playfair to Charles Darwin, 27 May 1875, *ibid.*, p. 206.
- ¹⁸ *Hansard Parliamentary Debates*, 3d ser. 224 (1875) cols. 794, 992-3; Burdon Sanderson to Charles Darwin, 8 May 1875, *CCD*, xxiii, p. 183.
- ¹⁹ Lyon Playfair to Charles Darwin, 21 May 1875, *ibid.*, pp. 197-198.
- ²⁰ Charles Darwin to Lyon Playfair, 28 May 1875, *ibid.*, pp. 206-207.
- ²¹ 伊東「観察—ゾウの涙」254-255頁
- ²² 伊東「観察—ゾウの涙」255-256頁。